

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 総則 第2条《税理士業務》関係</p> <p>(税理士業務の対象としない租税に関する事務)</p> <p>2-2 法第2条第1項及び税理士法施行令(以下「令」という。)第1条の規定により税理士業務の対象としない租税に関する事務は、法第2条第2項及び税理士法施行規則(以下「規則」という。)第21条第1号に規定する財務に関する事務に含まれることに留意する。</p> <p><u>(税務代理の範囲)</u></p> <p>2-3 法第2条第1項第1号に規定する「税務代理」には、<u>税務官公署に対してする主張又は陳述の前提となる税務官公署から納税者に対して発する書類等の受領行為を含むほか、分納、納税の猶予等に関し税務官公署に対してする陳述につき、代理することを含むものとする。</u></p> <p>(注) <u>上記の「税務代理」に含まれる「税務官公署に対してする主張又は陳述の前提となる税務官公署から納税者に対して発する書類等の受領行為」には、国税通則法(昭和37年法律第66号)第117条第1項に規定する納税管理人又は同条第5項に規定する特定納税管理人が、その処理すべき事項として行う税務官公署から納税者に対して発する書類等の受領行為は含まれないことに留意する。</u></p>	<p>第1章 総則 第2条《税理士業務》関係</p> <p>(税理士業務の対象としない租税に関する事務)</p> <p>2-2 法第2条第1項及び税理士法施行令(以下「令」という。)第1条の規定により税理士業務の対象としない租税に関する事務は、法第2条第2項及び税理士法施行規則(以下「規則」という。)第21条に規定する財務に関する事務に含まれることに留意する。</p> <p><u>(納税等に係る税務代理)</u></p> <p>2-3 法第2条第1項第1号に規定する「税務代理」には、分納、納税の猶予等に関し税務官公署に対してする陳述につき、代理することを含むものとする。</p>

改正後	改正前
<p>第2章 税理士試験</p> <p>第5条《受験資格》関係</p> <p>(大学若しくは高等専門学校を卒業した者で<u>社会科学に属する科目を修めたもの</u>)</p> <p>5-4 法第5条第1項第2号に規定する「大学若しくは高等専門学校を卒業した者でこれらの学校において<u>社会科学に属する科目を修めたもの</u>」には、卒業した学校以外の大学又は高等専門学校において<u>社会科学に属する科目を修めたもの</u>を含むことに留意する。</p> <p>(大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で<u>社会科学に属する科目を修めたもの</u>)</p> <p>5-5 法第5条第1項第2号に規定する「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」とは、学校教育法施行規則第155条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者及び昭和28年文部省告示第5号(学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定による大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者)により指定された者をいい、「財務省令で定める学校において<u>社会科学に属する科目を修めたもの</u>」には、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に該当するために課程を修了し、又は卒業した学校以外の学校(法第5条第1項第2号に規定する財務省令で定める学校に限る。)において<u>社会科学に属する科目を修めたもの</u>を含むことに留意する。</p>	<p>第2章 税理士試験</p> <p>第5条《受験資格》関係</p> <p>(大学若しくは高等専門学校を卒業した者で<u>法律学又は経済学を修めたもの</u>)</p> <p>5-4 法第5条第1項第2号に規定する「大学若しくは高等専門学校を卒業した者でこれらの学校において<u>法律学又は経済学を修めたもの</u>」には、卒業した学校以外の大学又は高等専門学校において<u>法律学又は経済学に属する科目を修めたもの</u>を含むことに留意する。</p> <p>(大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で<u>法律学又は経済学を修めたもの</u>)</p> <p>5-5 法第5条第1項第2号に規定する「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」とは、学校教育法施行規則第155条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者及び昭和28年文部省告示第5号(学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定による大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者)により指定された者をいい、「財務省令で定める学校において<u>法律学又は経済学を修めたもの</u>」には、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に該当するために課程を修了し、又は卒業した学校以外の学校(法第5条第1項第2号に規定する財務省令で定める学校に限る。)において<u>法律学又は経済学に属する科目を修めたもの</u>を含むことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(受験資格の期間の計算)</p> <p>5-6 法第5条第1項第1号又は第2項の期間の計算は、同条第1項第1号イからへまでに掲げる事務又は業務に従事することとなった日から当該事務若しくは業務に従事しないこととなった日の前日又は税理士試験申込締切日のいずれか早い日までの期間につき、当該事務又は業務に従事することとなった日から当該日の属する月の末日までの期間を一月とし、翌月以降は暦に従って計算し、一月未満の月があるときは、一月として計算するものとする。</p> <p>第3章 登録</p> <p>第24条《登録拒否事由》関係</p> <p>(税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者の判定)</p> <p>24-7 法第24条第7号ロの登録の申請に関し、当該申請者が「税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者」に該当するか否かについては、過去における当該申請者の非行の性質や内容、当該非行からの経過期間、その間における本人の反省や謹慎の具体的状況等を総合的に勘案して判定するものとする。</p> <p>なお、単に法第4条第3号から第11号までに規定する年数が経過したことのみをもって、当該登録拒否事由に該当しないと判定することがないよう留意する。</p> <p>(税理士の信用又は品位を害するおそれがある者の判定)</p> <p>24-8 過去に非行があった者が法第24条第8号に規定する「税理士の信用又は品位を害するおそれがある者」に該当するか否</p>	<p>(受験資格の期間の計算)</p> <p>5-6 法第5条第1項第1号又は第2項の期間の計算は、同条第1項第1号に掲げる事務又は業務に従事することとなった日から当該事務若しくは業務に従事しないこととなった日の前日又は税理士試験申込締切日のいずれか早い日までの期間につき、当該事務又は業務に従事することとなった日から当該日の属する月の末日までの期間を一月とし、翌月以降は暦に従って計算し、一月未満の月があるときは、一月として計算するものとする。</p> <p>第3章 登録</p> <p>第24条《登録拒否事由》関係</p> <p>(税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者の判定)</p> <p>24-7 法第24条第6号ロに規定する登録の申請に関し、当該申請者が「税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者」に該当するか否かについては、過去における当該申請者の非行の性質や内容、当該非行からの経過期間、その間における本人の反省や謹慎の具体的状況等を総合的に勘案して判定するものとする。</p> <p>なお、単に法第4条第3号から第10号までに規定する年数が経過したことのみをもって、当該登録拒否事由に該当しないと判定することがないよう留意する。</p> <p>(税理士の信用又は品位を害するおそれがある者の判定)</p> <p>24-8 過去に非行があった者が法第24条第7号前段に規定する「税理士の信用又は品位を害するおそれがある者」に該当す</p>

改正後	改正前
<p>かについては、当該非行の性質や内容、当該非行からの経過期間、その間における本人の反省や謹慎の具体的状況等に加え、当該非行による社会的影響の大きさやその沈静化の程度等も勘案して判定するものとする。</p> <p><u>なお、単に法第 24 条第 3 号から第 6 号までに規定する年数が経過したことのみをもって、当該登録拒否事由に該当しないと判定することがないよう留意する。</u></p> <p><b>第 4 章 税理士の権利及び義務</b>  <b>第 40 条《事務所を設置》関係</b>  <b>(事務所)</b></p> <p><b>40-1</b> 法第 40 条第 1 項に規定する「<u>税理士業務を行うための事務所</u>」とは、<u>税理士業務の本拠をいい、税理士業務の本拠であるかどうかは、委嘱者等に示す連絡先など外部に対する表示に係る客観的事実によって判定するものとする。</u></p> <p><u>この場合において、「外部に対する表示」には、看板等物理的な表示やウェブサイトへの連絡先の掲載のほか、契約書等への連絡先の記載などが含まれることに留意する。</u></p> <p><b>(二ヶ所事務所の禁止)</b></p> <p><b>40-2</b> <u>法第 40 条第 3 項の「税理士事務所を二以上設けて」</u>いる場合とは、<u>例えば、自宅以外の場所に税理士事務所を設け、40-1 の「外部に対する表示」をしている状態で、自宅においても 40-1 の「外部に対する表示」をして税理士業務を行っている場合などをいう。</u>したがって、<u>自宅等の税理士事務所以外の場所で税理士業務を行っていても、その場所に 40-1 の「外部に対する表示」に係る客観的事実がなく、法第 40 条第 1 項</u></p>	<p>るか否かについては、当該非行の性質や内容、当該非行からの経過期間、その間における本人の反省や謹慎の具体的状況等に加え、当該非行による社会的影響の大きさやその沈静化の程度等も勘案して判定するものとする。</p> <p><b>第 4 章 税理士の権利及び義務</b>  <b>第 40 条《事務所を設置》関係</b>  <b>(事務所)</b></p> <p><b>40-1</b> 法第 40 条に規定する「<u>事務所</u>」とは、<u>継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によって判定するものとする。</u></p> <p><b>(新設)</b></p>

改正後	改正前
<p><u>に規定する「税理士業務を行うための事務所」と判定される状態でない場合には、税理士事務所を二以上設けている場合には該当しない。</u></p> <p>(税理士である公認会計士の公認会計士事務所)</p> <p><b>40-3</b> <u>税理士である公認会計士が、税理士事務所のほかに公認会計士としての事務所を有する場合、その事務所が、外部に対する表示に係る客観的事実によって税理士事務所であると認められるときは、法第40条第3項の規定に抵触するものとして取り扱うこととする。</u></p> <p><b>第41条の2《使用人等に対する監督義務》関係</b></p> <p><u>(使用人等に対する監督義務)</u></p> <p><b>41の2-1</b> <u>税理士の使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはない。したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断することに留意する。</u></p> <p><u>なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法としては、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法がある。</u></p> <p>(1) <u>使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法</u></p>	<p>(税理士である公認会計士の公認会計士事務所)</p> <p><b>40-2</b> <u>税理士である公認会計士が、税理士事務所の外に公認会計士としての事務所をもつ場合、その事務所が、外部に対する表示、広報その他の客観的事実によって、継続的に税理士業務を行い、又は行うための事務所であると認められるときは、法第40条第3項の規定に抵触するものとして取り扱うこととする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="219 220 1113 304"><u>(2) 使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法</u></p> <p data-bbox="185 363 510 400"><b>第5章 税理士の責任</b></p> <p data-bbox="185 411 622 448"><b>第47条《懲戒の手続等》関係</b></p> <p data-bbox="203 459 842 496"><b>(税理士会が行う<u>会員等</u>の違反行為の通知書)</b></p> <p data-bbox="185 507 1113 735">47-1 法第47条第2項(法第48条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知については、法第45条第1項若しくは第2項又は法第46条に規定する行為又は事実の認定に関する資料を添付した通知書を、税理士会の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長を経由して提出するものとする。</p> <p data-bbox="185 799 622 836"><b>第47条の3《除斥期間》関係</b></p> <p data-bbox="203 847 465 884"><b>(除斥期間の始期)</b></p> <p data-bbox="185 895 1113 1075">47の3-1 法第47条の3に規定する「懲戒の事由があつたとき」とは、懲戒の事由に当たる税理士法違反行為が終了した時点をいい、具体的には次により懲戒処分を除斥期間の始期を判定するものとする。</p> <p data-bbox="219 1086 864 1123">(1) <u>単独の税理士法違反行為が行われた場合</u></p> <p data-bbox="248 1134 1113 1410"><u>税理士法違反行為の除斥期間は、違反行為が終了した時点から開始する。例えば、委嘱者から脱税相談を持ちかけられ、一定の期間が経過した後、その相談に応じ回答した場合は、脱税相談を持ちかけられた時点ではなく、委嘱者に脱税相談の回答をしたときが違反行為の終了した時点となり、その時点から除斥期間が開始することとなる。</u></p> <p data-bbox="248 1422 1113 1506"><u>また、税理士法違反行為による違法状態が継続する場合の除斥期間は、その違法状態が解消された時点から開始する。</u></p>	<p data-bbox="1133 363 1458 400"><b>第5章 税理士の責任</b></p> <p data-bbox="1133 411 1570 448"><b>第47条《懲戒の手続等》関係</b></p> <p data-bbox="1151 459 1760 496"><b>(税理士会が行う<u>会員</u>の違反行為の通知書)</b></p> <p data-bbox="1133 507 2065 735">47-1 法第47条第2項の規定による通知については、法第45条第1項若しくは第2項又は法第46条に規定する行為又は事実の認定に関する資料を添付した通知書を、税理士会の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長を経由して提出するものとする。</p> <p data-bbox="1151 799 1249 836"><b>(新設)</b></p> <p data-bbox="1151 847 1249 884"><b>(新設)</b></p>

改正後	改正前
<p><u>例えば、委嘱者から預かった納税資金を着服する信用失墜行為を行った場合には、着服後、その資金を返還するまで非行事実と評価すべき違法状態が継続しており、その資金を返還したことなどにより、違法状態が解消された時点から除斥期間が開始することとなる。</u></p> <p>(2) <u>複数の税理士法違反行為が行われた場合</u>  <u>複数の税理士法違反行為が行われた場合の除斥期間は、原則として、それぞれの違反行為が終了した時点からそれぞれ開始する。例えば、不真正な税務書類の作成又は提出のほか、非税理士に対する名義貸しを行った場合には、不真正な税務書類の作成又は提出と非税理士に対する名義貸しのそれぞれの行為が終了した時点から除斥期間がそれぞれ開始することとなる。</u></p> <p><u>ただし、複数の税理士法違反行為のそれぞれが密接に関連して、一方が他方の手段となり、他方が一方の結果となる違反行為を行った場合の除斥期間は、最後に行われた違反行為が終了した時点から開始する。例えば、不真正な税務書類の作成又は提出を依頼され、その前提として脱税相談に応じた場合には、不真正な税務書類の作成又は提出の行為が終了した時点から除斥期間が開始することとなる。</u></p> <p><b>第5章の2 税理士法人</b>  <b>第48条の5《業務の範囲》関係</b>  <u>(税理士業務に付随しない会計業務等)</u></p> <p><b>48の5-1</b> <u>規則第21条第1号に掲げる業務は、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務で税理士業務に付随して行うもの以外のものであっても、他の法律におい</u></p>	<p><b>第5章の2 税理士法人</b>  <b>第48条の5《業務の範囲》関係</b>  <u>(定款で定める業務)</u></p> <p><b>48の5-1</b> <u>税理士法人は、税理士業務に付随しないで行う財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務について、他の法律においてその事務を業として行うことが制限</u></p>

改正後	改正前
<p>てその事務を業として行うことが制限されているものを除き、定款に定めることにより、業務として行うことができることに留意する。</p> <p><u>(租税に関する知識の普及等に関する業務)</u></p> <p><u>48の5-2 規則第21条第3号に規定する「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務」における「租税に関する教育その他知識」には、租税に関するもので、同条第1号に規定する「財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務」に関する知識が含まれるほか、「普及及び啓発の業務」には、これらの知識に関する講演会の開催、出版物の刊行が含まれることに留意する。</u></p> <p><b>第7章 雑則</b>  <b>第50条《臨時の税務書類の作成等》関係</b>  <b>(許可を与えない者)</b></p> <p><b>50-2</b> 法第50条に規定する許可を申請した者が、次の各号の一に該当する場合には、許可を与えないものとする。</p> <p>(1) 法第4条各号の一に該当する場合</p> <p>(2) 法第24条第1号又は第3号から<u>第7号</u>イまでに該当する場合</p> <p>(3) 納税事務の適正な実施を妨げ、又は納税に関する道義を乱すようなおそれがあり、その他税務書類の作成等を行わせるのに適格性を欠くと認められる場合</p>	<p>されているものを除き、定款に定めることにより、業務として行うことができることに留意する。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>第7章 雑則</b>  <b>第50条《臨時の税務書類の作成等》関係</b>  <b>(許可を与えない者)</b></p> <p><b>50-2</b> 法第50条に規定する許可を申請した者が、次の各号の一に該当する場合には、許可を与えないものとする。</p> <p>(1) 法第4条各号の一に該当する場合</p> <p>(2) 法第24条第1号又は第3号から<u>第6号</u>イまでに該当する場合</p> <p>(3) 納税事務の適正な実施を妨げ、又は納税に関する道義を乱すようなおそれがあり、その他税務書類の作成等を行わせるのに適格性を欠くと認められる場合</p>

改正後	改正前
<p><u>第 55 条《監督上の措置》関係</u>  <u>(「税理士であつた者」の範囲)</u>  <u>55-1 通知弁護士（法第 51 条第 1 項の規定により税理士業務を行う弁護士をいう。）であつた者については、法第 55 条第 2 項の「税理士であつた者」とみなされないことに留意する。</u></p>	<p><u>(新設)</u>  <u>(新設)</u></p>